



知って安全 道路交通法改正

昨年(令和6年)11月1日に、自転車を運転中に携帯電話を見たり使ったりすることが原因とされる交通事故が増加傾向であることや、自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことなどから、交通事故を防ぐために、新しく罰則規定が整備されたことはご存知ですか？

以下の2点が大きな変更点です。

- ① 運転中のながらスマホ: スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ただし、停止中の操作は対象外です。

【違反者】6月以下の懲役または10万円以下の罰金

- ② 酒気帯び運転及び幫助: 自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

【違反者】3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【自転車の提供者】3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【酒類の提供者・同乗者】2年以下の懲役または30万円以下の罰金

また、自転車の取締りの多くは、罰則を伴わない専用の自転車指導警告カードを用いた方法で行われていましたが、自転車事故が増加傾向にある中で、より実効性のある取締りを行うために「青切符(交通反則告知書)」の導入が必要だと判断されたのです。青切符は、反則金を納付すると、罰則の適用を受けない制度のことで、青切符の取締り対象となるのは、16歳以上の自転車運転者で、2026年5月23日までに「青切符」制度が導入されます。違反は見つからなければいいという訳ではなく、自分を守るためにも日常的に遵守すべきルールです。違反対象にならないよう、また子供たちの範となるよう、これから意識して安全運転を心掛けましょう。



地震への備え

昨日(13日)午後9時過ぎに、久しぶりに地震アラート音がスマホから鳴り響きました。日向灘を震源とする地震があり、宮崎市などで震度5弱を観測しました。気象庁によると、震源の深さは30キロ、地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.9(速報値)だそうです。同庁は「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を出しましたが、同日午後11時45分、「相対的に高まったと考えられる現象ではなかった」として「調査終了」としています。

南海トラフ地震は、静岡県駿河湾から九州東沖に延びる「南海トラフ」で発生が予想されるマグニチュード8~9級の巨大地震の事を言います。政府の試算では、死者・行方不明者は最大23万人。南海トラフでは、約100~150年間隔で巨大地震が繰り返し起きており、30年以内の発生確率は70~80%とされています。

熊本地震を経験した私たちは、地震を極端に恐れる必要はありませんが、地震への備えをしっかりとしておく必要があります。

